

第1回 飯山市特別職報酬等審議会 議事録

期 日 平成25年11月29日（金） 午前10時00分

場 所 飯山市役所 31 会議室

出席者 委員8名、事務局4名

1 開会

2 市長挨拶

（市長） 12月に入るという大変お忙しい時期に、飯山市特別職報酬等審議会ということで御出席を賜りありがとうございます。この後、諮問させていただくわけですが、諮問の内容につきましては、市長、副市長及び教育長の退職手当に関することでございます。自分に関することでございますので何とも申し上げにくい部分もございますが、飯山市は行政改革には以前から取り組んでおりまして、会議の中で説明もあろうかとおもいますが、給料等についても引き下げてきているところでございます。県内の市、北信地域の市町村の状況等を総合的に御判断いただきまして、答申をいただければと思っております。よろしくをお願いします。

3 委員の委嘱

4 会長の互選

（委員） 事務局案はあるか。

（委員） 前回の審議会ではどのように決めたのか。

（庶務課長） 前回、前々回と商工会議所の会頭に会長を務めていただいている。

（委員） 今回もそのようにお願いしたい。

（拍手で確認）

5 職務代理者の指定

（会長） 北信州みゆき農業協同組合代表理事組合長の佐藤委員にお願いしたい。

6 諮問

7 審議

（庶務課長） 議事録については、事前に原案を委員各位に御確認いただいた上で公開させていただきたい。

(1) 市長、副市長及び教育長の退職手当の額について

～事務局から資料説明～

（委員） 資料4を中心に検討するということでよいか。

（総務部長） 資料4はあくまでも参考としてお示ししたものであるが、他市町村との比較も含め検討いただきたい。

（委員） 資料3の9ページの右側。一般職の退職手当の減額措置のことか。

（総務部長） 一般職の退職手当の減額措置は既に県内19市が実施している。これは一般職の退職手当の減額に伴う特別職等の措置を指す。

（委員） 資料3の5ページの現行支給額とは、条例の規定額ではなく実際に受けてい

る額ということでよいか。この特例減額はいつまで続くのか。

(事務局) 資料には示していないが、特例減額の理由、期間等はそれぞれの市町村で異なる。飯山市については平成26年3月31日までとなる。

(委員) 資料4について、詳しく説明をお願いしたい。

～事務局から説明～

(委員) 経過措置を含めた答申をするのか。

(庶務課長) ここで示した経過措置はあくまで一般職の職員の規定であるので、一般職と全く同じようであればいけないと考える必要はない。

(委員) 任期満了時のことを考えればよいということか。

(総務部長) 経過措置よりも、近隣との均衡など様々な視点で御検討いただき、今後はこれが適正な額だというものをお決めいただきたい。

(委員) 退職手当の額は給料月額が基本にあるのだから、給料月額が高いところは当然に退職手当の額が高くなるということ。給料月額が適正かどうかは今まで適正であるとして答申されてきているという整理でよいと思う。

(委員) 一般職の職員に準ずるということであれば資料4の試算2ということになるのではないか。

(会長) どのくらい減額するかもあるが、減額するか現行でよいかという問題もある。

(委員) 職員と市長等は基本的に違うのだから同じに考えることはないという思いもあるが、一般的にはどういったものか。

(総務部長) その状況によって判断も違ってくる。

(委員) 一般職の職員と市長等は職務も違うのであって、職員が引き下げたから市長等も引き下げなくてはならないということではないと考える。判断する根拠としてはどのようなものがあるのか。

(庶務課長) 類似団体や近隣とのバランスを考慮するといった視点が、主な決定要因になることが多いと考えている。

(委員) 退職手当は、職員は職員、特別職等は特別職等でよいと思う。市長や議員は選挙で選ばれる方であるし、ただ引き下げればよいというものではない。職務の内容にもよるが、近隣の町長や村長よりも低いというのはいかがかと思う。副市長及び教育長は選挙で選ばれるわけではないのでまたいろいろな考え方があるかもしれないが、やはり選挙で選ばれる方について、あまり低い金額では対外的にもどうか。一般的には近隣の町長及び村長より高くてもよいと思う。給料月額については、今までの答申があるのだからそれは適正なものだと考えるところとして、近隣の町村とのバランスを考えれば、退職手当はあえて減額しないという選択も考えられる。

(委員) 確かに県内の市では一番規模の小さい市であるが、そうはいっても町村よりも金額が低いというのはどうか。

(委員) 現行のままでという選択もあるということか。

(総務部長) それも判断の一つである。

(委員) 副市長及び教育長だけを職員と同様にするという判断もあるのか。

(委員) 市長を除いて、副市長及び教育長は職員と同様に引き下げるとのことか。

(庶務課長) あくまで資料4の試算は参考としてお示ししたものであるもので、職員の引下げとは切り離して考えていただいてよい。

(委員) 近隣と比較すれば、副市長及び教育長も高いとは言えないのではないか。

(委員) 近隣との差があるので、現行という判断もありか。

(委員) 現状を見れば現行のままにして頑張ってもらいたいという考え方もある。

(委員) 試算1でもかなりの引下げになる。

(委員) 現行の市長 45 パーセント、副市長 30 パーセント、教育長 25 パーセントということ。

(委員) 現行でどうか。

(会長) 現行でよいか。現行ということで決定したい。

(2) 今後の審議（答申）日程について

(庶務課長) 方向性をお決めいただいたので、現段階の予定では12月25日に第2回の会議を開催し、答申内容の確認をいただいた上で、答申としたい。

8 その他

9 閉会（午前11時15分）